

## 変化するオーストラレイシア立憲主義

Changing Constitutionalism in Australia and New Zealand

佐藤 潤一(SATO Junichi)

2015 年度 (平成 27 年度) は本研究の最終年度であった。

論説としての成果は、①倉持孝司・松井幸夫・元山健編著『憲法の「現代化」—ウェストミンスター型憲法の変動—』(敬文堂, 2016 年 2 月) 中「第 9 章 ウェストミンスター型憲法の変動とコモンウェルス」の「オーストラリア憲法とイギリス憲法」[337-355 頁] および、②広島市立大学広島平和研究所編『平和と安全保障を考える事典』(法律文化社, 2016 年 3 月) [担当項目: 永住市民と人権; 国籍自由の原則; 国籍主義; 国籍条項] である。

これらのうち、①については、オーストラリア憲法についての本分野別研究の成果の一部を反映させたものである。②は、執筆に際して、イギリス憲法およびオーストラリア憲法の研究成果が反映されている。

2016 年 3 月 5 日～10 日には、基本的には同題目で 2016 年度 (平成 28 年度) が最終年度となっている科学研究費に主として依拠しつつ、本分野別研究に関連する調査をニュージーランドのオークランドおよびウェリントンにおいて行っている。本出張に関しては、2016 年 2 月 27 日～28 日に準備報告を、2016 年 3 月 12 日～13 日に成果の一部報告を専修大学で行われたヨーロッパ人権条約研究会において行った。国旗の国民投票の持つ政治性につき Victoria University of Wellington の Tony Angelo 教授に教示を受け、また NZ 最高裁、NZ 国会の見学と若干の取材を行うことができ有益な出張であった。

以上のほか、本研究の総括にかかわって、次のシンポジウムに参加している。2015 年 9 月 2 日に名古屋大学法学部で開催された、エジンバラ大学 Himsworth 教授による「スコットランド独立問題と UK 憲法—スコットランドの視点から」および「スコットランド憲法—UK・イングランドの視点から」を踏まえ、「スコットランド憲法」概念理解につき質疑をかわした。また 9 月 5 日大学コンソーシアム京都で開催されたシンポジウム (イギリス方への英文案内はセミナー) に参加した。Himsworth 教授による全体テーマ「イギリス憲法改革と 2015 年総選挙—比較憲法学の新たな課題」についての報告「UK 憲法改革とスコットランド憲法: スコットランドとイングランドの視点から」「2015 年総選挙と UK 憲法の行方: スコットランドの視点とイングランドの視点から」をふまえイギリスにおける代表 (representative) 概念につき質疑したが、若干食い違いが残った。以上によりコモンウェルス憲法の中での「オーストラレイシア立憲主義」の位置づけがある程度明らかになった。

2015 年度中に日本国内で何度か行った報告を踏まえつつ、2016 年度中に、ニュージーランド憲法研究についての論文公表と、総括報告を 2017 年 1 月の市民講座において行う予定である。